

第1371回 京都市教育委員会会議 会議録

- 1 日 時 平成29年3月23日 木曜日
開会 10時00分 閉会 11時30分
 - 2 場 所 京都市役所内 教育委員室
 - 3 出席者 教 育 長 在田 正秀
委 員 星川 茂一
委 員 鈴木 晶子
委 員 高乗 秀明
委 員 笹岡 隆甫
 - 4 欠席者 委 員 奥野 史子
 - 5 傍聴者 なし
 - 6 議事の概要
 - (1) 開会
10時00分、教育長が開会を宣告。
 - (2) 前会会議録の承認
第1370回京都市教育委員会会議の会議録について、教育長及び全委員の承認が得られた。
 - (3) 議事の概要
 - ア 議事
議案6件
 - イ 非公開の承認
議案3件については、人事に関する案件のため、京都市教育委員会会議規則に基づき、非公開とすることについて、全委員の承認が得られた。
 - ウ 議決事項
- 議第33号 京都市学校職員の職名及び補職名に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議第34号 京都市立学校事務職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について

(事務局説明 有澤 教職員人事課長，末浪 教職員人事課担当課長補佐)

議第33号及び議第34号について、ご説明申し上げます。

本件については、ともに、給与費移譲に関わって、職名・補職名の整備を図ろうというものであり、そのための規則改正案である。

現在ある職名・補職名については、現行の府費負担制度をふまえてきたものが一部にあるが、「給与費移譲」により、オール市費になることから、職名・補職名の廃止ならびに改正を行いたいと考えている。

栄養管理の担当職員については、かつては「栄養職員」として採用していたが、平成17年度に、国段階で教育職員である「栄養教諭」が創設され、以降、順次栄養教諭への切替えを行ってきたところである。臨時的任用者を含めて平成27年度には在籍者がいなくなり、今後も栄養教諭としての採用を予定していることから、「栄養職員」を規則から削除したいと考えている。

養護担当職員、事務担当職員については、国・府から「養護教諭」、「事務職員」の定数が配当されてきたところであり、そうした中で、国・府からの定数が不足する場合に、市独自予算で「養護職員」、「事務員」として任用してきたところである。平成29年4月からオール市費となることを機に、「養護教諭」、「事務職員」に統一し、「養護職員」「事務員」を規則から削除したいと考えている。なお、現在在籍している「養護職員」「事務員」は、全員「養護教諭」「事務職員」へ任命替えを行う。

現在在籍している「養護職員」、「事務員」は、全員「養護教諭」、「事務職員」へ任命替えを行うことから、また、「〇〇学校 事務員（非常勤）」は、育児短時間勤務者の補充のため、府から「非常勤事務員」として措置されてきたものであるが、「事務員」を「事務職員」へ統一することを受け、あわせて「〇〇学校 事務職員（非常勤）」に改めたいと考えている。

次に、学校事務職員の補職名についても改正したいと考えている。学校事務職員については、給与費移譲により、給料表が現在の府の行政職給料表から、市の行政職給料表に準拠した給料表に切り替わる。現行は、府の職位・職階をふまえた職位体系と補職の設定をしているが、29年度以降は、市の職位・職階をふまえて定めることとなり、補職についても、これを機に「学校運営主査」、「学校運営主任」として改正したいと考えている。さらに、職の役割についても、「京都市立学校事務職員の職の設置に関する規則」に規定してあり、給料表上の級格付けと職務を一致させるという本市の考え方をふまえ、5級に格付ける事務長をはじめ、新たに定め直したいと考えている。

最後に、「主任管理用務員」と「学校給食調理指導員」について、この2つは給与費移譲と関係しているものではないが、現在は発令していない補職であるため、今回の規則改正の機会にあわせて、削除したいと考えている。

主任管理用務員は、かつて、学校営繕センター、文書集配センターに配置をしていたが、学校営繕センターの閉鎖及び文書集配センター業務の民間委託により、平成22年度以降、発令をしていない。給食調理指導員は、平成19年度以降発令を行っておらず、両者とも、今後の発令予定もないことから、削除したいと考えている。説明は以上である。

(委員からの主な意見)

特になし。

(議決)

教育長が、議第33号「京都市学校職員の職名及び補職名に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、その他1件の議案について、各委員「異議なし」を確認、議決。

議第35号 京都市教育委員会事務局職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の制定について

(事務局説明 清水 総務課長)

「京都市教育委員会事務局職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の制定」の議案について説明させていただく。

本市における特殊勤務手当の全般的な見直しに伴い、教育委員会事務局の職員等に対して支給している特殊勤務手当について、配布している説明資料の「2 特殊勤務手当の見直しについて」の表のとおり見直し、規定整備を行うものである。

本規則は、教育委員会事務局及び教育施設に勤務する教育職以外の職員と、学校現場に勤務する給食調理員及び養護職員を対象とした「特殊勤務手当」に関する規則であるが、今回の規則改正により、事務局及び教育施設に勤務する教育職以外の職員に対する特殊勤務手当はほぼ全て廃止することになる。

具体的には、学校用地等の取得や損失補償等に係る交渉の担当者に支給されている「用地交渉等手当」、カウンセリングセンターでのカウンセリング業務担当者に支給されている「能率手当」、正規の勤務時間が変則的である部署の職員に対して支給されている「変則勤務手当」を廃止したいと考えており、市長部局においても、これらと同内容の手当は全て廃止される予定である。

なお、「能率手当」のうち、養護職員に対して支給されている手当は、来年度、給与費移管により「養護職員」が「養護教諭」となることに伴い、規則上廃止するが、「教職員給与規則」の「教員特殊業務手当」により、同様の手当が「養護教諭」に対する手当として存続することになる。以上、審議のほど、よろしく願います。

(委員からの主な意見)

特になし。

(議決)

教育長が、議第35号「京都市教育委員会事務局職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の制定について」に対し、各委員「異議なし」を確認、議決。

エ 非公開の宣言

教育長から、以下の議案3件について、会議を非公開とすることを宣言。

オ 議決事項

議第36号 京都市教育委員会通則の一部を改正する規則の制定について

議第37号 京都市教育委員会事務局職員等の標準的な職に関する規則の改正について

(事務局説明 清水 総務課長)

議第36号と議第37号は、平成29年度組織改正に伴う整備についての議案となっているため、一括で説明させていただく。

それでは、組織改正の概要について説明させていただく。

まず、新学習指導要領の理念となる「社会に開かれた教育課程」の実践や平成29年4月創設の「子ども若者はぐくみ局」や各区の「子どもはぐくみ室」との密接な連携を図るため、生涯学習部に新たに学校地域協働推進課長、地域協働推進係長等を設置するとともに、同担当に指導部学校指導課から学校運営協議会や学校支援ボランティア推進業務等を移管する。学校運営協議会の全中学校への設置（小学校は平成26年度に全校設置済）や小中一貫教育の推進に資する小中合同の学校運営協議会の設置、学校支援ボランティア活動の更なる拡充等も図りながら、地域全体で子どもの成長を支える学校と地域の連携・協働活動をより一層推進し、社会総がかりで子どもの教育充実を図る。

次に、学校施設の整備充実に向けた体制整備を行う。

一つ目として、多くの学校施設が築30年以上を迎える中、校舎・体育館等の「改築」から「長寿命化」への転換を図り、調査・点検・評価・長寿命化改修・予防保全及び事後保全による「メンテナンスサイクル」を確立し、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減・予算の平準化を図ることを目指し、平成29年3月に策定する「京都市学校施設マネジメント基本計画」に基づく取組を積極的に推進するため、教育環境整備室を再編し新たに担当課長（長寿命化推進）及び長寿命化推進係長を設置する。

二つ目として、市立高校改革として現在計画進行中である定時制単独高校や新普通

科系高校の創設、銅駝美術工芸高校の移転に向けて校舎建設等を進めるため、教育環境整備室に新たに担当課長（高校建設）及び担当係長（高校建設）を設置する。

さらに、伏見区向島小中一貫教育校の開校に向けた体制整備を行う。

伏見区初の統合校となる向島中学校区での小中一貫教育校（平成31年4月開校予定）の教育構想の具体化や指導体制等について、関係各課と学校が連携して検討を行い、特色ある充実した教育を推進するための準備に万全を期すため、指導部に「伏見区向島小中一貫教育校教育企画推進室」（課相当）を新設する。

また、新たな学習指導要領の理念である、子どもたちが未来、社会の創り手となるために必要な資質・能力を育成する「社会に開かれた教育課程」を踏まえ、カリキュラムマネジメントや校務支援システム・ICTの活用、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善等のモデルを検討・発信し、学校の組織的な運営を支援する「次世代の学校組織マネジメントプロジェクト」を学校指導課内に設置する。

発達障害等支援の必要な子どもへの指導・支援について、関係各課の連携の下で取組を進める発達障害支援室において 中学校・高等学校間の支援の引継ぎや市立高等学校における支援等のより一層の充実を図り、幼稚園から高等学校までの切れ目のない支援体制の構築を目指し、中学校・高等学校担当者3名を増員（2名は兼職）し、室長1名・副室長8名体制とする。

学校給食における「和食」の充実に向けた取組推進のための体制整備として、学校給食における和食献立の一層の充実と多様化に向けて、食育の充実はもとより、より味わいを感じることができるPEN食器への切替や、これまで回転釜では調理できなかった焼き物等を調理できる「スチームコンベクションオープン」の全小学校への設置（平成29年度から5年計画）等を進めるため、体育健康教育室に給食担当指導主事（栄養教諭）を1名増員し9名体制（栄養教諭7名、常勤講師2名）とする。

その他、教育委員会事務局では、学校現場等で実績を挙げた退職校長を嘱託起用するなど、総人件費を抑制して新たな行政課題への対応等を図るとともに、学校・幼稚園においても、技能労務職員の嘱託化等を図るなどにより、教育委員会全体で48名の職員削減を行う。また、前述とは別に、子ども若者はぐくみ局創設に伴い教育委員会から市長部局に業務と共に行政職21名が移管される。

続いて、議第37号「京都市教育委員会事務局職員等の標準的な職に関する規則の改正について」説明させていただく。

標記規則は、「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（以下「改正法という。」）」が平成28年4月1日に施行されるに伴い、教育委員会規則として新たに規定した。

規則の概要については、改正法において、地方公務員について、人事評価制度の導入等により能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図ることが規定され、その根本的な基準となる標準的な職及び標準職務遂行能力について、任命権者において定めるものとされた。

標準的な職は教育委員会規則において、給与条例の級別基準職務表と紐づくものとして規定しており、職制上の段階及び職務の種類に応じ、職制上の段階（職位）を端的に表す名称として定めているもの。

それでは、今回の主な改正内容を説明させていただく。

まず、この度、平成29年4月に県費負担教職員の給与負担等が道府県から指定都市に移譲されることに伴い「京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例（以下「市条例という。）」を制定したが、同条例第4条第2項で新たな級別基準職務表を定めており、これに応じた標準的な職に改正する必要がある。

大きくは、京都市が給与費を負担していた高等学校と事務局の教育職員に適用する「2 高校給料表」と京都府が負担していた総合支援学校に適用する「3 教育職給料表（2）」が、29年度は「3 高等学校特別支援学校給料表」として、同じく市負担の幼稚園と事務局の教育職員に適用する「4 幼小中給料表」と府負担の小中学校の教育職員に適用する「5 教育職給料表（3）」が、「2 幼小中給料表」として、それぞれ1つの給料表になる。

この改正に対応するため、平成29年度の標準的な職においても、必要な職名を追加・削除するなど規制整備を行うものである。また、高校と特別支援学校の給料表及び標準的な職についても同様の規定整備を行う。その他、先日の事務局教育職の人事でもお諮りしたとおり、これまで行政職を配置していた教育相談総合センター所長の職に教育職を配置するため、行政職の標準的な職を規定した1項から教育職の標準的な職を規定した3項へ移す。さらに、学校事務職員の職制の追加や養護職員の職制廃止に伴う規定整備を行うものである。

（委員からの主な意見）

【高乗委員】教育相談総合センター所長の職を、行政職職員から教育職職員へ切り替えることについて、個人的には賛成だが、内部でのどのような検討があったのか。

【事務局】センターの目的からすれば、専門性の高い教育職に担っていただくべきポストと考えているが、人事配置の関係もあり、ここ3年間は部長級の行政職職員が担っていたが、今回、教育職で後任として適性がある職員を配置できると考えたため、今回切り換えを行うもの。

（議決）

教育長が 議第36号 「京都市教育委員会通則の一部を改正する規則の制定について」、その他1件の議案について、各委員「異議なし」を確認、議決。

議第38号 人事について

（事務局説明 清水 総務課長）

資料に基づき説明。

(委員からの主な意見)

特になし。

(議決)

教育長が、議第38号「人事について」に対して採決を行い、各委員「異議なし」を確認。

(4) その他

○教育長から、前会会議以降の主な出来事等について報告

3月16日 市会教育福祉委員会

3月16日 京都府公立高校中期選抜合格発表

3月22日 洛陽工業高校・唐橋校舎 閉校舎式

○事務局から当面の日程について説明

(5) 閉会

11時30分、教育長が閉会を宣告。

署名 教育長